

ID: 192

担当部署: 建設部 都市建設課

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	長門市小規模道路改良事業等の助成に関する条例施行規則 第8条		
例規番号	平成17年規則第133号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第8条 市長は、助成金の交付を受けたものが、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させるものとする。</p> <p>(1) 助成金を事業目的以外に使用したとき。 (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。 (3) その他不正の行為があったとき</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 27 年 5 月 7 日	最終変更年月日	年 月 日